

パートタイム労働者・有期雇用労働者のみなさまへ

パートタイム・有期雇用労働法のポイント（2020年4月施行：中小企業は2021年4月）

- 1 不合理な待遇差が禁止されます。
- 2 待遇差の内容や理由について説明を求められるようになります。
- 3 職場でのトラブルについて紛争解決援助が利用できます。

パートタイム・有期雇用労働法の特別相談窓口を開設しています。

例えば、次のような内容の相談に対応しております。

- 同じ会社で正社員とパートタイム労働者や有期雇用労働者との間で、賞与や手当などの待遇に差がある。
- 正社員との待遇の差の理由について会社に説明を求めても対応してもらえない。など

■問い合わせ先■

熊本労働局雇用環境・均等室

熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎 A棟 9階 (TEL096-352-3865)
受付時間： 午前8時30分～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）

[厚生労働省ホームページ（同一労働同一賃金特集ページ）](#)及び[パート・有期労働ポータルサイト](#)でもパートタイム・有期雇用労働法について情報提供しています。